

企画競争実施の公示

令和6年3月15日
支出負担行為担当官
国土地理院長 大木 章一

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

1 業務概要

(1) 業務名 ベクトルタイルを活用した災害情報装置の開発業務

(2) 業務内容

統合災害情報システムは、災害発生時に、人命救助、災害復旧及び物資輸送のために重要となるインフラ等の関連情報をウェブ地図上に一元的に集約し表示・公開するシステムである。

本業務は、統合災害情報システムをベースとし、令和5年度「ベクトルタイルを活用した災害情報装置の設計及び調査検討業務」の成果等に基づいて、ユーザーインターフェースの最適化及び地図表示の快速化、被害報の登録機能、他システムとの連携追加等の開発を行うものである。併せて、後続業務において本業務の開発結果を移行するため移行計画書案の作成を行う。

(3) 履行期限 令和6年12月10日（火）

2 企画競争参加資格要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 企画提案書の提出期限の日から企画提案書の特定日までの期間に、国土地理院長から指名停止の措置を受けている者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 企画提案者（企業）の業務実績に関する要件

過去5か年度（平成31年度から令和5年度の間）に元請として、当該業務と同種又は類似業務（完了したものに限り）を受注した実績を有していること。

- ・ 同種業務：自由に地図をスクロールでき災害情報に関するGISデータを取り込み地図上に表示するウェブブラウザベースのシステム開発業務
- ・ 類似業務：自由に地図をスクロールできGISデータを取り込み地図上に表示するウェブブラウザベースのシステム開発業務

(3) 業務従事者の業務実績に関する要件

主任技術者が過去5か年度（平成31年度から令和5年度の間）に元請として、当該業務と同種又は類似業務（完了したものに限り）に携わった実績を有していること。

- ・同種業務：自由に地図をスクロールでき災害情報に関するGISデータを取り込み地図上に表示するウェブブラウザベースのシステム開発業務
- ・類似業務：自由に地図をスクロールできGISデータを取り込み地図上に表示するウェブブラウザベースのシステム開発業務

3 手続等

(1) 担当部局

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省国土地理院総務部契約課契約係
電話 029-864-4361 電子メール gsi-24keiyaku-g2@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和6年3月15日（金）から令和6年4月5日（金）までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで上記(1)において書面で交付するほか、電子調達システム（<https://www.geps.go.jp/>）により電子データで交付する。

ただし、やむを得ない事由により上記方法で入手できない者に対しては、書面を着払いで郵送する。郵送を希望する場合は、あらかじめ電話等で(1)まで申し出るものとする。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和6年4月5日（金）16時00分までに、上記(1)に書面で持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）又は電子メールで提出する。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリング 有

日時：令和6年4月10日（水）実施時間は別途通知する。

場所：オンライン開催

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出並びにヒアリングに提案者が要する費用は、提案者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 企画提案書が特定された者は、企画競争の実施の結果、契約の相手方として最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) 本業務に係る契約締結は、当該案件に係る令和5年度補正予算の繰越明許がなされることを条件とする。

(9) 詳細は説明書による。

(10) 契約書の作成要否 要